

東洋大学は創立以来日本人の学生だけではなく、何千人もの外国籍留学生を育ててきました。世界的なグローバル化が進行する中で、東洋大学は「『哲学すること』の教授を根本として、世界標準の教育・研究・社会貢献活動を推進するのみならず、国際的にも優れた大学の実現を目指し」、日々努力奮闘しています。東洋大学校友会としても積極的に外国籍校友とともに海外における活動を展開することが求められています。

現在、東洋大学校友会は日本全国に61の支部を擁する規模に達しています。2010年、東洋大学校友会は海外における活動を展開する方針を打ち出し、2011年には、「校友会海外支部設立等推進専門委員会」を設けました。その後、2012年9月に日本在住の中国出身校友による「東洋大学校友会中国出身者会」を発足させ、現在は中国・韓国などの国や地域で海外在住校友（国籍を問いません）の組織化を進めているところです。

海外支部の設立および海外における活動の展開は、海外で活躍する校友の要望に応え、交流の輪を世界に広げるとともに、大学の国際化に貢献するものでもあります。そこで、東洋大学校友会は海外での活動の便を図るため、海外活動における基本方針を「海外支部設立の手引き」として定めました。この手引きは各国に在住する校友が、一定の共通した規範に基づいて活動するため、作成したものです。

◆海外支部設立の基本方針

一、会員資格

1. 東洋大学卒業生校友であることをもって会員とする。ただし、東洋大学（含む大学院・旧短期大学）において、過去在籍1年以上で中途退学した者が入会を希望する場合は申し出により推薦会員となることができる。推薦会員は1年を経過した後会員となるものとする。
2. 海外に滞在する日本およびその他の国籍の校友はその滞在期間中、現地支部に加入し活動することができる。

二、目的

1. 会員相互の親睦と交流。
2. 東洋大学校友会および東洋大学の興隆発展に寄与する。
3. 各国・各都市との友好交流に寄与する。

三、事業

1. 会員相互の親睦と交流の拡大。
2. 東洋大学建学の精神の宣揚。

3. 各国・各都市の人々との文化・学術交流。
4. 東洋大学校友会本部（以下、本部という）が行う事業活動に関して、可能な範囲で連携して行う。
5. その他、会が必要とする事業。

四、組織

1. 各都市における支部は1支部とする。
2. 海外支部は会員3名以上をもって支部となり、会員10名以上の支部は本部要請に基づき、本部開催の会議等に代表を送ることができる。
3. 支部には支部長1名、会計を含む役員（幹事）1～数名を置く。
4. 会員および役員名簿を本部に報告し登録することによって、支部の資格を得る。

五、運営

1. 独自運営を基本とし、会費（現地通貨）は独自に徴収する。ただし、会則を設け整備する。
2. 総会を年1回開催する。
3. 毎年総会后、会議録および会員・役員名簿・事務局住所について変更の有無に関わらず必ず本部に連絡する。
4. 本部は、海外支部の活動の必要に応じて各種の支援をすることができる。

六、支部設立と本部への連絡

1. 仲間を探し、3人程度集まる見通しが立ったら、海外支部設立準備会を組織する。さらに総会を経て支部は成立する。
2. 海外支部設立の準備、設立総会の開催、活動の休止等に関しては必ず本部に連絡をする。
3. 海外支部に属していない校友も、直接本部と連絡をとり相談すれば、随時情報の提供を受けることができる。

その他

1. 関連年表

- 1887. 9 井上円了、東洋大学前身である哲学館を設立。
- 1894. 9 哲学館同窓会創立
- 2012. 11 東洋大学創立125周年記念
- 2014. 9 東洋大学校友会創立120周年記念

2. 校友会本部住所等

住所 〒113-0021 東京都文京区本駒込1-10-2 浦水会館5階
MAIL : koyukai@alumni-toyo.jp
TEL : 03-3946-9111
FAX : 03-3946-6311
HP : <http://www.alumni-toyo.jp>

東洋大学校友会〇〇国〇〇支部会則モデル案

制定〇〇〇年〇月〇日

第1条 (名称)

この会は、東洋大学校友会〇〇〇国〇〇〇【国名・都市名】支部という。

第2条 (本拠所在)

この会の本拠地は、支部長の住所地に置き、事務局は支部長の指定する地に置く。

第3条 (目的)

この会の目的は、会員相互の親睦を第一義とし、東洋大学校友会及び東洋大学の興隆発展と現地における校友会活動の発展に寄与することを使命として参集するものである。

第4条 (事業)

この会の目的を推進するため、次の事業活動を行う。

- 1 会員相互の情報交換と親睦に関する活動。
- 2 東洋大学への留学希望者及び現地に留学している後輩校友に対する協力と支援。
- 3 所在国及び各国との友好推進に関する諸活動。
- 4 校友会本部が行う事業活動に対する協力。
- 5 その他、会が必要とする活動。

第5条 (会員資格)

- 1 この会は、東洋大学（大学院・旧短期大学を含む）に在籍して卒業または修了して現地に在住する校友を以て会員とする。
- 2 東洋大学（含む大学院・旧短期大学）において、過去在籍1年以上で中途退学した者について入会を希望する者は申し出により推薦会員となることができる。推薦会員は1年を経過した後会員となるものとする。
- 3 この会の会員は別途に定める会費を納入しなければならない。

第6条（役員構成）

- 1 この会に次の役員を置く。
 - 一 支部長 1名
 - 二 副支部長 若干名
 - 三 事務局長 1名
 - 四 幹事（総務 企画 組織 広報 会計担当等を含む） 若干名
 - 五 監事 2名以内
- 2 1の一、二、三以外は会の必要に応じて定める。

第7条（役員の任務）

この会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 支部長は、この会を代表して会務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故或いは職務を行うことができない時は、予め定められた副支部長が支部長の職務を代行する。
- 3 事務局長は、各種会議の立案、事業計画の統括推進、本部事務局との連絡等この会の事務を担当する。
- 4 幹事は、役員会に出席し、この会の会務執行を分担する。
- 5 監事は、この会の会計及び業務を監査する。

第8条（総会）

- 1 この会は、毎年1回定例総会を開催する。但し、役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は支部長が招集する。
- 3 総会の議長はその都度選出する。
- 4 総会は次の事項を審議し、決定する。
 - 一 支部長及び役員の選出。
 - 二 本会の事業計画及び同報告に関する事項。
 - 三 収支予算及び収支決算の承認。
 - 四 会則の改正に関する事項。
 - 五 その他必要と認める事項。
- 5 総会は会員の過半数の出席を以て成立する。委任状提出者は出席者と見なす。
(委任状提出はメール通信も可)
- 6 総会は出席者の過半数を以て決議し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

- 7 総会終了後はその結果を校友会本部に報告する。

第9条（役員任期）

- 1 役員任期は現地の必要に応じて定め、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、役員会で補充することができる。
- 3 任期途中で役員に選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（役員会）

- 1 役員会は、第6条に定める役員を以て構成する。
- 2 役員職務はそれぞれ役員会において決定する。
- 3 役員会は、支部長が必要に応じて招集し開催する。
- 4 役員過半数から要求があった場合は、速やかに役員会を開催しなければならない。
- 5 役員会は、過半数の出席者を以て成立する。
- 6 役員会議長は支部長となり、支部長事故ある時は本会則第7条第2項に基づくものとする。
- 7 役員会は、本会則で定める事項のほか、総会に関する事項、本会運営に関する事項、本会役員選出・解任に関する事項のほか支部長が必要と認めた事項等を審議決定する。
- 8 監事は役員会に出席して意見を述べることができるが、議決権は無い。

第11条（役員会決議）

- 1 役員会決議は、出席者の過半数を以て決し、賛否同数の時は議長が決する。

第12条（顧問）

- 1 本会の維持発展に多大な貢献をしたと見なされる、大学、校友会本部、及び本会関係者について、本会名誉顧問または顧問とすることができる。

第13条（会費等）

- 1 この会の経費は、会費、寄付金、本部からの援助金その他の収入による。
- 2 会員の年会費は一人〇〇〇〇（円）【現地通貨】とする。
- 3 幹事の中から会計1名以上を指名し、本会会計についての帳票を作成・管理するものとする。

第 14 条 (会計年度)

- 1 この会の会計年度は、毎年〇月〇日から〇月〇日までとする。

第 15 条 (規約の改訂)

- 1 本会則は、総会によって改訂することができる。
- 2 本会運営に関して、役員会は、本会則の範囲内で運営細則を設けることができる。

付則

第 1 条 本会則は〇〇年〇月〇日から施行する。

第 2 条 発足年度に限り、会計年度を〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

第 3 条 第 6 条に定める役員の発足時任期は〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。